

入札説明書

1 目的

この説明書は、社会福祉法人悠和会の契約に係る競争入札の実施に関し、入札参加者の手続等必要事項を定めるものである。

2 入札

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、公告、公示又は通知書に示した方法により入札しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書（様式第3号）を作成し、入札執行者の指示により提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、代理人をもって入札させるときは、その委任状（様式第4号）を持参のうえ入札前に入札執行者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (7) 入札参加者は、開札前又は開札後において入札書に記載した入札額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書の提出を求められたときは、契約担当者の指示に従い提出しなければならない。

3 入札書記載金額

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（税抜き）を入札書に記載すること。
- (2) 金額はアラビア数字で記載し、頭部に余白が生じないよう「¥」を記入するか、使用印を押印すること。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出なければならない。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第5号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日に到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 提出された入札辞退届及び入札を辞退する旨を明記した入札書は、提出後、撤回することは出来ない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

5 入札の延期、取り止め等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難な時は、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが

できないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。

- (3) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札
- カ 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、2人以上の代理をした者の入札
- ク 錯誤による入札
- ケ 鉛筆書きによる入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

8 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 入札を辞退した者、入札に遅参した者、無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。
- (3) 再度入札は、2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、最低価格をもって入札した者と協議の上、随意契約を結ぶことがある。

10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

11 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、請負契約締結までの間において、当該落札者（共同企業体の場合は、その構成員も含む。）が、次に掲げるいずれかに該当した場合は契約を締結しない。
- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定により営業の停止を命ぜられた場合
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合
 - ウ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止、又は文書警告の伴う非指名を受けた場合
- (2) 契約にあつては、工事の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 契約にあつては、この工事に開札日前 3 ヶ月以上継続して雇用している技術者（建設業法第 26 条第 3 項に該当するものについては専任で、経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を配置しなければならない。
- (4) 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、監理技術者資格者証の写しを添付しなければならない。

様式第3号

入札書

平成 年 月 日

社会福祉法人 悠和会
理事長 宮澤 健 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札説明書及びその他条件等を承諾の上、上記金額を持って入札します。

工事名 _____

委任状

平成 年 月 日

社会福祉法人 悠和会
理事長 宮澤 健 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

私は、下記の者を代理人と定め、次の入札に関する一切の権限を委任します。

受任者

住所 _____

氏名 _____

使用印

工事名 _____

様式第5号

入札辞退届

平成 年 月 日

社会福祉法人 悠和会
理事長 宮澤 健 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

工事名 _____